

ID: 14

担当部署: 政策企画課

| | | | |
|--|-----------------------|----------------|-----------|
| 処分の概要 | 使用の許可 | | |
| 例規名 根拠条項 | 大河原町庁舎管理規則 第6条第1項ただし書 | | |
| 例規番号 | 昭和59年規則第16号 | | |
| 【基準】 | | | |
| 第6条第1項の規定による。 (物品の販売等) | | | |
| 第6条 庁舎内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし特別の理由がある場合において、管理責任者が庁舎管理上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。 | | | |
| (1) 物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をすること。 | | | |
| (2) 広告物、ビラ、ポスターその他これらに類する物を掲示すること。 | | | |
| (3) テントその他これらに類する施設を設置すること。 | | | |
| 2 前項ただし書の許可を受けようとする者は、あらかじめ庁舎使用許可申請書(様式第1号)を管理責任者に提出しなければならない。 | | | |
| 3 管理責任者は、第1項ただし書の許可をする場合においては、庁舎使用許可証(様式第2号)を交付し、必要な条件を付し、又は指示することができる。 | | | |
| 4 管理責任者は、第1項ただし書の許可を受けた者が前項の条件又は指示に違反したときは、その許可を取り消すことができる。 | | | |
| 標準処理期間 | 5日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年7月5日 | 最終変更年月日 | 令和5年9月29日 |